



住宅用火災警報器 周知や設置調査は

原 裕司議員

要領に基づき、各地区で調査を実施
消防長



▲10年たったら交換を!

問 建物火災の逃げ遅れにより、尊い命が失われている。特に高齢者の逃げ遅れが多い。

答 ここ3年間の火災件数と地区別の建物火災状況は。

問 火災による死者や負傷者の数は。

答 火災件数は、平成29年24件、30年17件、令和元年30件だ。建物火災は、佐屋地区15件、立田地区10件、八開地区2件、佐織地区6件で計33件だ。

問 住宅用火災警報器の設置義務化で建物火災の变化は。

問 出火原因で、一番多いものは。

答 29年は「放火・放火疑い」、30年と元年は「たき火」だ。

問 火災の死因で、二酸化炭素中毒により、死亡するケースが多い。住宅環境により警報器の音が聞こえない場合がある。住宅用火災警報器の設置基準は。

答 全ての寝室と、二階建て以上で階段に設置が必要だ。

問 火災の死因で、二酸化炭素中毒により、死亡するケースが多い。住宅環境により警報器の音が聞こえない場合がある。住宅用火災警報器の設置基準は。

市民がつくる
通いの場を

問 信頼関係や絆を深めることが、介護予防につながる。介護を必要としないうちに身近に「たまり場」的な居場所、手軽に通える場所の確保が必要だ。活動団体の登録数は。

答 全ての寝室と、二階建て以上で階段に設置が必要だ。

問 住宅用火災警報器の設置から10年以上経過し、交換時期が過ぎている方もいる。設置状況の調査や市民への広報は。

答 佐屋地区44力所、立田地区7力所、八開地区3力所、佐織地区19力所で、各地区とも増加している。

答 毎年、総務省から「住宅用火災警報器の設置状況等調査」がある。要領に基づき、各地区で設置状況の調査をしている。設置啓発広報は、市内イベントや広報誌、消防車両に啓発シートを掲示している。